

【体育施設（市民センター（瑞穂市体育館））の料金改定表】

施設名		区分	午前6時30分 ～ 午前8時30分	午前9時～ 午後0時30分	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30分	全日
瑞穂市民センター（瑞穂市体育館）	球技場 （全面）	R8年3月31日まで	—	1,300	1,300	1,700	4,300
		R8年4月1日以降	—	1,500	1,500	1,900	4,900
	球技場 （半面）	R8年3月31日まで	—	700	700	900	2,300
		R8年4月1日以降	—	800	800	1,000	2,600
	柔道場	R8年3月31日まで	—	700	700	900	2,300
		R8年4月1日以降	—	800	800	1,000	2,600
	剣道場 （卓球場）	R8年3月31日まで	—	700	700	900	2,300
		R8年4月1日以降	—	800	800	1,000	2,600
	卓球台 （1台）	R8年3月31日まで	—	250	250	250	—
		R8年4月1日以降	—	350	350	350	—
	サーキット トレーニング室	R8年3月31日まで	—	1人1回 110円			—
		R8年4月1日以降	—	1人1回 150円			—

＜備考＞

※市内在住者、在勤者又は在学者以外の方が次に掲げる体育施設を個人利用する場合の使用料は、当該使用料の2倍の額とする。

- (1) 瑞穂市体育館の卓球台
- (2) 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室
- (3) 瑞穂市生津スポーツ広場のテニスコート
- (4) 瑞穂市中ふれあい広場のテニスコート
- (5) 瑞穂市弓道場

※体育施設の利用に当たっては、次に掲げるものを除き、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 瑞穂市体育館の卓球台
- (2) 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室
- (3) 瑞穂市弓道場の個人利用

※この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。